

相続手続きのご案内

預金等のご名義人が亡くなられた場合は、相続の手続きが必要となります。

預金等の相続手続きについて

手続きの流れ

主な相続手続き

主に必要な書類

相続に関するよくある質問

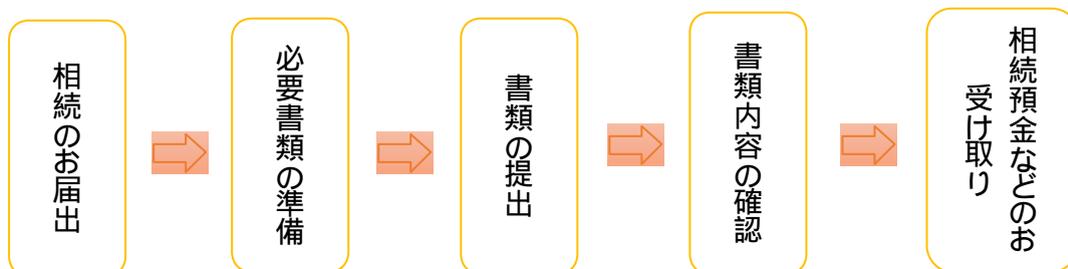
上記表に記載した から をご覧いただき、必要書類をご準備のうえ、お取引店舗へお問い合わせください。

* 店舗については左記の [店舗・ATMのご案内](#) のボタンをクリックして下さい。

○相続の内容により、取扱い方法が異なる場合がございます。詳しくはお取引店、もしくは最寄りの支店窓口へお問い合わせください。

○相続手続き完了前に葬儀費用等の支払いのため、相続預金の一部払戻しをご希望される場合は、お取引店もしくは最寄りの支店窓口へご相談ください。

手続きの流れ



主な相続手続き

A 一般的な相続の手続き

亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本をご用意ください。（改製原戸籍謄本、「除籍謄本」など）

* 亡くなられた方等の戸籍謄本と相続人の印鑑証明で相続人の氏名、生年月日が確認できない場合に、相続人の戸籍謄本の提出をお願いする場合がございます。

B 「遺言書」がある場合の手続き

遺言相続の場合、「遺言書」の内容に応じ、お取り扱い方法が異なります。

「遺言書」をご持参のうえ、お取引店または最寄りの支店窓口までご相談ください。

C 「遺産分割協議書」がある場合の手続き

遺産分割協議書がある場合は、相続人全員の実印が押印され、相続人全員の印鑑証明書が添付されている「遺産分割協議書」をご用意ください。

主に必要な書類

書類名	関係者	備考
1. 戸籍(除籍)謄本	被相続人	
2. 改製原戸籍謄本	被相続人	お亡くなりになられた方の出生から死亡に至るまでの戸籍が必要となります。
3. 戸籍謄本	相続人	各相続人の戸籍が必要ですが、他の相続人または被相続人と同じ戸籍にある場合は、別途提出の必要はありません。
4. 印鑑証明書	各相続人	発行後3ヵ月以内のもの
5. 本人確認資料	窓口に来店いただく方	運転免許証など

相続に関するよくある質問

(質問 1) 相続の届出はいつまでに行う必要がありますか？

できる限りお早めにお届けください。相続税の申告がある場合、税務署への申告手続きが原則として、被相続人がお亡くなりになってから10か月以内となっておりますので、ご注意ください。

(質問 2) 相続の手続きは誰でも可能ですか？

相続人など、相続財産について権利を持つ方がお手続きください。

(質問 3) 被相続人の通帳等を紛失していても相続手続きは可能ですか？

当金庫で口座番号等を確認後、手続きいたします。詳しくは窓口へご相談ください。

(質問 4) なぜ、死亡の届出をすると口座の支払いを停止するのですか？

正当な権利者または権限者の方へお支払する必要があるため、所定の手続きまでお支払いを停止させていただいております。

(質問 5) 被相続人名義の残高証明書が欲しいが、どのような手続きが必要ですか？

相続人はどなたでも手続き可能です。この場合、手続きされる方が被相続人の相続人である証明書類(戸籍謄本など)と実印、印鑑証明書をご持参ください。また、残高証明書の発行には、所定の手数料が必要です。

(質問 6) 相続手続きでは、どうして出生から死亡までの複数の戸籍謄本が必要なのですか？

日本人は、出生により両親の戸籍に入籍し、婚姻届等があればその戸籍から除籍されます。また、他の市町村へ本籍地を移転(転籍)すると、移転先で新しい戸籍が編製されます。旧戸籍から新戸籍の移記にあたり、新戸籍には除籍された人や一定の身分事項(婚姻等)が記載されないため、出生(子供をもうけることが出来る年齢まで)までさかのぼり、複数の戸籍全ての謄本を確認しないと法定相続人の確認ができないようになっているためです。